破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第６８号
札幌市中央区南６条西24丁目１番37―201号
債務者　安部　琢麻
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８５号
札幌市豊平区平岸４条７丁目４番19号　第２鈴蘭マンション２号
債務者　渡部　明美
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９３号
札幌市清田区清田２条３丁目７番18号　リバーサイド205号
債務者　花田　陽子（旧姓三嶋）
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９６号
札幌市西区平和３条４丁目１番15号
債務者　小林加奈子
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０４号
札幌市東区北26条東15丁目１番30―802号
債務者　堂下　　知
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２２号
札幌市東区北43条東17丁目１番２―32号
債務者　勘田　幸博
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２３号
札幌市東区北43条東17丁目１番２―32号
債務者　勘田　優子
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２９号
札幌市豊平区平岸３条５丁目３番10―102号
債務者　木下　龍矢
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３３号
札幌市厚別区厚別東２条１丁目３番10号
債務者　田村　弘子
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４１号
北海道恵庭市本町98番地３
債務者　石井　孝広
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４４号
札幌市西区二十四軒２条４丁目４番22号　フェリス101号
債務者　一戸　裕美
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５７号
札幌市中央区北４条西20丁目１番17―101号
債務者　川津　惠子
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１号
北海道北見市北５条東４丁目12番地１　コーポふじい105号
債務者　簗田　　潔
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２７年（フ）第３８３号
盛岡市西松園２丁目14番４号、住民票上の住所岩手県花巻市湯本第１地割156番地１
債務者　阿部　珠美
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第２１１号
茨城県石岡市石岡3039番地８　ドルフィン石岡、前住所東京都葛飾区東金町６丁目１番12号　第２若葉荘
債務者　俵山　勝榮
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第９４号
さいたま市岩槻区東町１丁目７番50号　大竹貸家
債務者　只野　ヤイ
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４８号
埼玉県狭山市鵜ノ木28番１号　鵜ノ木団地Ａ―515
債務者　福島　淳子（旧姓大野）
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部